

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年11月7日（火）午後4時00分～午後5時00分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第3会議室

3 本委員会に出席した委員（20名）

農業委員		推進委員	
1番	住吉 一久	1番	水島 忠彦
2番	山岡 知博	2番	青嶋 直通
3番	弓野 良子	4番	中島 優一
4番	青木 清美	5番	寺崎 裕子
6番	大濱 秀弥	6番	数家 善継
7番	折谷 秀幸	7番	田中 耕一
8番	荒尾 和彦	8番	坂藤 正敏
9番	高嶋 香織	10番	坂口 洋紀
10番	清水 智也		
11番	中野 義博		
13番	大森 雅昭		
14番	石原 孝之		

4 本委員会に欠席した委員（4名）

農業委員		推進委員	
5番	水島 英樹	3番	長井 浩信
12番	清水 正雄	9番	河端 浩明

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (3) 農地パトロール（利用状況調査）の報告について
- (4) 地域計画について
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、11月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、11月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により7番 折谷 秀幸 委員、9番 高嶋 香織
委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和5年11月7日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は1,408.00
㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町東草野〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町東草野〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町東草野南田〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田、2筆、合計
1,408.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

荒尾和彦委員、高嶋香織委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、泊地区、清水町地内、譲受人の自宅の隣接地に位置しております。

今回の案件につきましては、申請者が親子関係にあり、譲渡人が高齢に伴い、申請地
の管理が難しくなったため、子である譲受人に譲渡を願い出たものであります。

譲受人につきましては、農業経験はありませんが、譲渡人に教わりながら、将来的
には、〇〇〇〇〇〇等での販売を目指して野菜の栽培を計画されております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、譲受人からは、野菜
を作付する具体的な計画が示されているとともに、将来的には、〇〇〇〇〇〇等での
販売も計画されていることから、適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、1名の農業従事者が見込まれ
ております。

地域調和要件については、譲受人が計画されている野菜の作付については、特段、
周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。
まず、私が意見書を提出しておりますので、意見を述べさせていただきます。

会 長 詳細については、事務局から説明のあったとおりであり、今回の案件につきましては、本年4月に農地法が改正され、下限面積の撤廃により売買可能となったことから、問題はないものと判断いたしました。

会 長 続きまして、高嶋香織委員いかがでしょうか。

高嶋委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしく願いいたします。
それでは、「農地法第5条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和5年11月7日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

議案1号1番、5条における一時転用申請の案件です。

借受人は、「朝日町道下〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇 〇〇」です。

貸渡人は、「朝日町山崎〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さん」です。

申請地は、朝日町山崎〇〇〇番外1筆、地目は田、面積5,826㎡うち547㎡です。

転用目的は、工事作業ヤード用地です。

中野義博委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

山崎地区の花房地内、町道山崎南保線に近接しております。

申請地は、2級河川舟川に架かっている上舟川橋は、橋が設置されてから61年が経過し、昨年度以前から主桁や床版のひび割れが顕著となっており、点検診断の実施結果は、「早期に措置を講ずべき状態」とされております。

一方、70m位上流に架かっている新舟川橋は、比較的健全であり、上舟川橋の通行を新舟川橋に転換することが可能であることから、撤去工事を行うものです。

橋を撤去し、コンクリートの2次解体を行う作業ヤード用地として工事場所の近接地としたく、このたび申請となったものです。

令和8年3月31日までの一時転用であり、期間が満了した際には、農地に復元することとしております。

申請書には、現在の耕作者からの同意もあり、農地復元計画が併せて提出されております。

申請面積547㎡のうち重機設置スペース100㎡、2次解体場160㎡、表土剥ぎ取り仮置き場230㎡、車両通路57㎡であり、妥当な面積であります。

農地区分につきましては、10ha以上の広がりをもつ第1種農地と判断しており、原則3年間の一時転用であり、土地改良区、耕作者からも同意があり、農地として復元されることから、転用可能と考えます。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、1件 田2筆 547㎡の一時転用となります。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

中野義博委員から意見書が出されておりますので、報告願います。

中野委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか？

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして、許可相当として、県へ進達いたします。

会 長 次に、3 農地パトロール（利用状況調査）についてであります。
事務局より説明願います。

事 務 局 農地パトロールにつきまして、先月中間報告を受けました。
その報告を受けた内容については、別紙のとおり取りまとめております。

今回は、基本、推進委員から報告願います。

また、農業委員からも補足がありましたら、報告していただきますようお願いいたします。

(推進委員及び農業委員から、各地区の実施状況等について報告)

会 長 次に、4 地域計画についてであります。
事務局より説明願います。

事 務 局 4 地域計画について、資料に基づき説明

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…12月5日(火)16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして11月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時00分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

朝日町農業委員会議長

荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員